

平成 18 年度新発田市政策大綱

1 本市を取り巻く社会経済情勢

今日の国際社会においては、原油価格の高騰が、今後の経済に与える影響について懸念されます。更には世界各地でテロとの戦いが続き、経済はもとより、国際社会においても依然不安定な状況にあります。

国内では、アスベスト（石綿）による健康被害問題、県内では中越地方に大きな爪あとを残した「新潟県中越大震災」の被災地復興など様々な問題が後を断ちません。

こうした中、国内の経済状況を見ると、4～6 月期の実質 GDP（国内総生産）の成長率は 0.8%、年率換算では 3.3% となり、3 四半期連続のプラス成長となっています。

雇用情勢でも、7 月の完全失業者数は 289 万人で、前年同月に比べ 29 万人減少し、26 か月連続で減少しています。

さらに、新発田公共職業安定所管内の 7 月の有効求人倍率は 0.72 と、県平均 0.95 に比べ低い倍率となっていますが、前月と比べ上向き傾向にあります。しかしながら新発田市中小企業景況調査の平成 17 年 1 月～3 月期では、業況判断の全ての業種で「極めて不振」となっており、未だ景気回復の兆しを感じることはできません。

6 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）2005」では、平成 17・18 年度を構造改革の「重点強化期間」と位置づけ、「小さくて効率的な政府」への道筋を確かなものとするために、「官から民へ」、「国から地方へ」の改革を徹底し、「資金の流れを変える」、「仕事の流れを変える」、「人と組織を変える」という 3 つの改革を行うこととしております。

そうした中、本市においては、平成 17 年 5 月 1 日に紫雲寺町・加治川村との合併を果たし、未来に架ける大いなる展望を胸に、10 万 6 千人の県北地方の中核都市として新たな一步を踏み出しました。合併したことにより、新・新発田市の「海の幸、山の幸、里の幸、人は幸」の資源を活かし、市民力と地域力、行政力をもって活力あるまちづくりを行います。

2 施策展開の基本方針

平成17年5月の合併及び平成18年度から新発田市まちづくり総合計画が中期基本計画に移行することに伴い、施策体系を見直すとともに、施策と事務事業の関係がよりわかりやすい施策体系にするため、基本事業を廃止しました。また、合併による新たな地域資源を活用するため、政策に「観光の振興」を追加しました。

「平成18年度政策大綱」の策定にあたっては、この新施策体系に基づき政策評価会議による政策評価を実施し、新たに重点施策とするもの、逆に重点施策から外すもの、引き続き重点施策とするものを設定しました。その際に、真に重点的に取り組むべき施策を設定することとし、平成17年度の33施策から25施策に絞り込みました。

また、行政分野を越えて全庁的に取り組むべき「食と農の資源循環型社会づくり」、「健康しばた21めざせ100彩」、「ニューフロンティア21新発田ひとづくり」の3つの課題については、基本事業が廃止されたことに伴い重点基本事業の表記はなくなったものの、「平成17年度政策大綱」の考え方を基本にしつつ、今年度の政策評価結果を加味した方針を設定することとしました。

これらの取り組み方針に従い、より効率的・効果的な施策展開を図るとともに、合併のスムーズな事務移行を図り、「新発田市・豊浦町合併まちづくり計画」および「新発田市・紫雲寺町・加治川村合併都市づくり計画」に基づき「山から海まで」の地域資源を十分に活用しながら特色あるまちづくりを進め、県北地方の中核都市として「新生・新発田」の基盤整備を推進し、都市間競争に打ち勝つべく、地域の「再生と自立」をめざします。

さらに、税収等の自主財源の確保がますます厳しくなっていく現状から、税収入や使用料等の収納率の向上を図るとともに、歳入確保のための取り組みを展開していきます。一方、歳出においては、行政評価システムにより徹底した事務事業の再構築を図り、創意工夫によってコストを抑えながらも事業成果の向上をめざします。

また、昨年度同様に一般会計・特別会計の別を問わず、「聖域なき検証」を一層推進し、当初予算の歳入・歳出の積算精度を高め、必要最小限の補正予算対応にとどめるとともに、更なる行政改革を進めていきます。

課題	「食と農の資源循環型社会づくり」の推進
-----------	----------------------------

「資源循環型社会づくり」は、廃棄物の発生抑制や適正処理の観点だけでなく、農業、商工業、教育、市民生活等様々な分野にわたり、食料の生産、加工、流通、消費の各段階において産み出される有機資源の有効活用を核として、資源の地域内循環を生み出し、地域経済の活性化につなげていくことを目的としています。

平成 18 年度においては、「有機資源センター」の稼動に伴い、家畜排せつ物、一般家庭からの生ごみ、学校給食共同調理場や食品関連企業からの食品残さの堆肥化を進め、資源循環型社会の確立をめざします。

こうして作られた良質な堆肥の農地への還元による「土づくり」によって、カドミウム対策に資するとともに、農薬や化学肥料の使用量を減らし、安心・安全かつ高品位な農産物の安定生産をめざします。

このような農産物の新発田ブランドへの確立をめざし、あわせて食品事業者による需要を高めるとともに、農業者と消費者が連携し、消費者の視点に立った売れる農産物の生産を行い、地消地産を推進します。

また、平成 18 年度においても、特に学校における総合学習を活用し「食農教育」を優先的に推進するとともに、地場産農産物の学校給食への利用拡大も含め、「スローフード」をキーワードとした地消地産を促進し、「スローライフ」をめざした市民生活の質の向上へつなげます。

課題	「健康しばた 21 めざせ 100 彩」の推進
-----------	--------------------------------

「健康しばた 21 めざせ 100 彩」は、全ての市民が元気で活動的であり続けるため、子どもの頃からの身体的健康の維持増進と精神的な充実を図り、心身ともに健康で、いきいきと生活を送れることを目的とするものです。

健康づくりでは「望ましい食習慣の確立・定着」、「運動習慣の定着」、「健康管理の定着」を三本柱として、幼児期から具体的に取り組むことにより推進します。

平成 18 年度は、生活習慣に起因する疾病を予防し、市民が望ましい生活習慣を身につけるよう、さらなる啓発に努めるとともに、地域に密着した健康指導の実施や本市の地域特性を活かした食育などを通じ、「望ましい食習慣の確立・定着」をはじめとした支援の充実・強化を図ります。

併せて、健康の維持増進と体力づくりのための「運動習慣の定着」をめざし、市民が気

軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりを進め、特に青壮年の積極的な参加を促すため、地域に根ざしたスポーツ活動の場を提供します。

さらに、疾病の早期発見、早期治療を図るための各種健診事業の充実や生活習慣の改善にむけた支援を推進し、「健康管理の定着」の徹底を進めます。

また、要介護状態にならないために、介護予防事業に積極的に取り組み、健康寿命の延伸に努めます。

市民の精神的な健康をサポートする観点からは、高齢者が活力を発揮できる場の提供や、生涯学習環境、プログラムの充実を推進するとともに、各種団体との連携を強化し、伝統芸能や芸術・文化活動への参加を促進します。

さらに、平成 18 年度秋に開院予定の県立新発田病院と連動した駅前ゾーンの整備を行い、健康・医療・福祉各分野の施設のネットワーク化を検討するとともに、市民との協働の観点から、福祉関連の N P O ・ボランティアに対し、街中での活動場所提供などの支援を通じて、将来的には「健康・医療・福祉ロード」として、中心市街地の活性化につなげます。

課題	「ニューフロンティア 21 新発田ひとづくり」の推進
-----------	-----------------------------------

「ニューフロンティア 21 新発田ひとづくり」は、藩政時代から道学堂を中心として、藩民教育に熱心であったことを背景に、市民の各層・各年代において、本市の特性を活かした施策を展開し、21 世紀の新発田を担う人材の輩出を目的としています。

幼児に対しては、幼保一元化の推進に本格的に取り組むため、猿橋小学校の跡地の整備を行うほか、「ファミリー・サポートセンター」の会員拡大の促進など、子育て支援機能の一層の充実に取り組みます。

青少年健全育成については、犯罪を起こさない、起こさせない教育と環境づくりに家庭・地域・学校及び事業所が一体となった取り組みをさらに促進します。

このように地域が主体となった取り組みを地域教育力の醸成につなげていきます。

児童生徒の情操教育に大きな成果を上げている「みどりの新発田っ子プラン」を充実し、新発田の豊かな自然や地域資源と地域の人材を活かした食農教育や環境教育など、体験学習を取り入れた情操教育を推進します。

また、個に応じた指導を図りながら、基礎学力向上に努めます。

産業人の育成については「まちの駅」を中心に相談機能を充実することにより起業家の育成に努めます。

さらにNPOやボランティア団体への活動支援策を通じて、市民が「雪道後から」の精神から脱却することをめざした取り組みを進めます。

〔1〕 市民の暮らしを守り支える安心・安全のまちづくり

循環型社会への転換については、「食と農の資源循環型社会づくり」の推進に関連し、「有機資源センター」の完成に伴い、家畜排せつ物や食品産業の残さ、食品工業団地の汚泥、農業集落排水事業の汚泥ばかりでなく、生ごみの堆肥化に取り組むため、モデル地区を選定し結果を検証しながら、生ゴミ分別のよりよい方法を選定し生ゴミ堆肥化に取り組むこととし、良質な堆肥を生産し、有機資源としての活用を推進します。

歴史・田園景観の保全と形成については、景観法に基づき景観計画を策定し、新発田城に象徴される新発田らしい景観の保全を検討し、地域資源の活用も考慮したまちづくりを行います。

中心市街地の整備については、移転改築された県立新発田病院を核とした駅前ゾーンと歴史のみちゾーンの進捗を図り、新発田城周辺を含め、県立新発田病院跡地の土地利用の検討を行います。

また、センターリングゾーンにおいては、「地域交流センター」を核として、都市と農村、地元商店街や観光客などの幅広い交流活動を促進し、更には健康・医療・福祉ロード、歴史のみちゾーンなどの構想に沿った空き店舗活用による中心市街地のにぎわいの創出につながります。

効率的な道路網の整備については、県立新発田病院開業に向けたアクセスの確保を優先し、着実に整備します。また、合併に伴う道路整備を計画的に進めます。

公共交通ネットワークの構築については、菅谷・加治地区をモデルとして、路線バスをはじめ各種のバス事業を地域住民との協働により見直し、利便性の高い公共交通のネットワーク化を進めます。

効率的で質の高い上・下水道の整備では、良好な生活環境、居住環境を提供するため、上水道の未普及地域解消をめざすほか、下水道普及率の向上を促進します。

防災体制の充実、消防・救急医療の充実では市民の生命・財産を守り、自然災害の被害軽減を図るためのハザードマップを作成し公表するとともに、災害や事故の予防に万全を期すため、ハザードマップを活用し緊急時の通報・避難誘導體制整備を検討するなど防災計画を見直します。

さらに、市民の意識啓発や自主防災組織への支援を推進し、風水害や震災に即応するため、関係機関や地域組織の連携強化と育成を図り、引続き非常備消防組織の再編を進め、防災・消防・救急医療体制の充実を図ります。

併せて、河川改修や湛水防除事業を着実に推進し、水害の未然防止を図ります。

【平成 18 年度の重点施策】

- ・循環型社会への転換
- ・歴史・田園景観の保全と形成
- ・中心市街地の整備
- ・効率的な道路網の整備
- ・公共交通ネットワークの構築
- ・効率的で質の高い上・下水道の整備
- ・防災体制の充実
- ・消防・救急医療の充実

〔 2 〕 子どもから高齢者まで誰もがいきいきと輝くまちづくり

健康づくり意識の向上、健康管理の充実では、「健康しばた 21 めざせ 100 彩」の推進に関連し、生涯現役をめざした健康づくりを基本としながら、望ましい生活習慣の定着に努め、健康寿命の延伸を図ることが大切であり、生活習慣病の予防のため、「望ましい食習慣の確立・定着」、「運動習慣の定着」、「健康管理の定着」を三本柱とし、健康づくりへの市民参画の拡大や市民の意識啓発を行います。

また、定期健康診査の受診率向上や医療機関、各種団体、地区組織等との連携を強化し、疾病予防や早期発見・早期治療の環境整備を図ります。

高齢者福祉の推進では、高齢者の活力発揮の場として、シルバー人材センターの支援や総合健康福祉センターを中心とした趣味活動・文化活動を推進するとともに、地域の中で高齢者が孤立せず、健康的な生活が送れる環境の充実を図ります。

障害者福祉の推進についても、障害者の社会参加への取り組みや公の施設のバリアフリー化を一層推進します。また、子どもの軽度の発達障害の実態把握に努め、早期に対策が講じられるよう努めます。

子育て支援の推進については、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画（地域行動計画）の推進を図ります。

あわせて新たに子育てする市民への情報の提供や産前・産後間もない妊産婦や乳幼児へのサポートを行い、市民ニーズに応えながら、子育て支援のより一層の推進を図ります。

乳幼児保育の充実については、民と公の役割を明確にしながら、老朽化や不足する保育施設の整備を、年次的に進め、幼児教育や保育の充実を図ります。

あわせて、幼保一元化についても引き続き検討していきます。

【平成 18 年度の重点施策】

- ・健康づくり意識の向上
- ・健康管理の充実
- ・高齢者福祉の推進
- ・障害者福祉の推進
- ・子育て支援の推進
- ・乳幼児保育の充実

〔 3 〕 伝統文化の継承と豊かなこころを育む創造のまちづくり

家庭と地域におけるひとづくりの推進では、青少年犯罪の増加への対応について、地域ぐるみの教育がますます重要となっており、家庭・地域・学校が連携できる体制を構築し、地域の青少年健全育成組織の活性化を図るとともに、ボランティア活動や世代間交流など地域での体験活動機会や施設を拡充し、「地域教育力」の醸成を図ります。

学校教育においては、地域教育力を活かした創意ある教育活動の推進を図るため、地域の自然資源、歴史資源、人的資源などを積極的に活用するとともに、全国的に学力の低下が憂慮される中、個に応じた指導を進めながら、「国・英・数」の基礎的・基本的事項の定着化を推進し、学力向上に努めながら、更に知・徳・体の促進を図ります。

また、心豊かな子どもの育成を図るため、「みどりの新発田っ子プラン」の推進や地場産農産物を取り入れた学校給食の実施など、本市の自然資源や地域特性を活かした食農教育、環境教育を中心とした幼児期から青少年期の情操教育や体験活動の推進、充実に取り組みます。

教育環境の整備では、引き続き年次的な教育施設や調理場の再編整備を推進し、地場産農産物を活用した地消地産の取り組みを踏まえ、効率的な整備・運営を図ります。

歴史遺産の保全と活用については、復元された「新発田城三階櫓・辰巳櫓」を核として、新発田城址公園との連携や、五十公野御茶屋などの地域の歴史遺産とのネットワーク化を推進するとともに、歴史建造物やまち並みなど景観に配慮したまちづくりを行う中で、新発田マインドの醸成や地域文化の創造、都市と農村の交流や中心市街地のにぎわい創出につなげていきます。

【平成 18 年度の重点施策】

- ・家庭と地域におけるひとづくりの推進
- ・地域教育力を活かした創意ある教育活動の推進
- ・心豊かな子どもの育成
- ・教育環境の整備
- ・歴史遺産の保全と活用

〔 4 〕 豊かな市民生活を実現する産業振興によるまちづくり

「食と農の資源循環型社会づくり」を推進するため、「有機資源センター」を核として、より積極的な事業展開を進めます。

そのために、耕畜連携による農畜産物の高付加価値化をめざし、消費者の視点に立った売れる農畜産物の生産を行い、地消地産を推進します。具体的には、食品の安全性の観点から、農薬や化学肥料に依存した農業からの脱却をめざし、有機資源センターで作られた堆肥の農地還元を促進するとともに、有機栽培による農産物の高付加価値化による新発田ブランドの確立をめざします。

農業の生産基盤の整備は、新たな米政策が展開される中で、経営体の確保・育成と複合営農の拡大に向けた生産基盤の整備を推進します。

農業担い手の育成・支援は集落営農組織や法人組織をはじめ、多様な経営体の育成を促進し、基盤整備後の集積農地の担い手を確保します。

地域資源を活用した観光産業の振興は、合併により、歴史資源、自然資源、温泉資源など多様な地域資源の活用が可能となるため「観光振興基本計画」を策定し、地域の連携を密にしながら、地域に点在している観光地を結ぶことによる点から線への新たな観光ルート策定や観光の基盤整備、拠点整備を図ります。

中心市街地のにぎわい創出は、歩く旅のまちづくりや寺町の整備、県立新発田病院の移転や健康・医療・福祉ロード、歴史のみち、まちの駅など様々な施設や多種多様な機能等が整備されてきていることから、商店街との連携を強化し「地域力」を高めるとともに、にぎわいの創出を図っていきます。

ベンチャー企業の支援は、起業家や新規分野を開拓しようとする企業の積極的な育成支援を図るため、「まちの駅」を活用し、相談機能を充実させるとともに、農業・商工業・観光業などの総合的な産業支援組織・機構の設置を推進し、産・学・官の交流事業やセミナーの開催など、新規企業・新分野進出への支援を促進します。

【平成 18 年度の重点施策】

- ・ 耕畜連携による農畜産物の高付加価値化
- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農業担い手の育成・支援
- ・ 地域資源を活用した観光産業の振興
- ・ 中心市街地のにぎわい創出
- ・ ベンチャー企業の支援

3 施策展開の推進体制

「食と農の資源循環型社会づくり」、「健康しばた 21 めざせ 100 彩」、「ニューフロンティア 21 新発田ひとづくり」の優先的に取り組むべき 3 つの課題と各基本目標の重点施策の推進に当たっては、引き続き「行政評価システム」を活用しながら、その精度向上をめざします。

あわせて、平成 17 年度で新発田市まちづくり総合計画前期基本計画期間が終わり、平成 18 年度から中期基本計画期間となることに伴い、施策を見直し、施策と事務事業の関係がよりわかりやすい施策体系にするため、基本事業を廃止し、事務事業の新規設置や統廃合を行いました。施策を見直すことにより、評価の基礎となる目標値の精度を高めました。

また、予算編成に当たっては、昨年度同様、限られた財源の中で効率的・効果的な施策展開を図るため、本大綱に示す基本方針に基づき、「平成 18 年度当初予算編成方針」において事業経費に係る施策毎の予算枠を配分します。

このため、各施策、各事務事業の主管課にあっては、既存施策・事務事業のより一層の改革・改善と、本大綱に示す施策展開の方針に沿った効果的な事務事業を編成すべく、「施策企画会議」において、徹底したスクラップ・アンド・ビルドを実施するものとします。

さらに、各施策の展開に当たっては、通常の条例に則った公開だけでなく、常に積極的な情報提供に心がけるとともに、行政側からの一方通行のコミュニケーションではなく、市民の意見を市政へ反映する仕組みの構築を進めます。

また、芽生え始めた NPO やボランティア団体などの「市民力」を更に大きな力に育て、まちづくり活動を支援するとともに、市民への事業委託や市民から提案された事務事業を採用することなどを含め、真の意味での「共創」の理念実現に向けて、市民と行政が「協働」できるシステムとして「まちづくり条例」の検討を行います。

一方、三位一体の改革に伴う国・県の補助金削減など、財源確保がますます困難になっています。

このような現状を全職員が再認識し、市税収納率の一層の向上に努め、企業誘致の強化や手数料・使用料の見直し、不用遊休財産の処分など、歳入確保のための取り組みを展開しながら、財政の健全化を図ります。